



2017年8月3日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

(開示事項の経過) カリフォルニア州控訴裁判所の判断によるウエスタンデジタル社  
に対するアクセス遮断の一部解除について

2017年7月19日付「カリフォルニア州控訴裁判所の判断によるウエスタンデジタル社に対する全面的なアクセス遮断の再開について」にて公表のとおり、東芝メモリ株式会社は、カリフォルニア州サンフランシスコ郡上級裁判所の仮禁止命令 (Temporary Restraining Order、以下、TRO) の執行についてのカリフォルニア州控訴裁判所の執行の一時停止を認める判断を受け、同日付で、ウエスタンデジタル社に対するアクセス遮断を全面的に再開しておりました。

今般、カリフォルニア州控訴裁判所は、TROの執行の一時停止の判断を取り消す判断を下しました。

当社は、この控訴裁判所の判断に基づき、6月28日に実施したウエスタンデジタル社に対するアクセス遮断 (以下、本アクセス遮断) の対象である合弁事業及び共同開発に関する情報のうち、アクセス遮断前に発生した情報で、かつ、当社又は東芝メモリ株式会社に帰属する情報を含まない情報についてのみ、本アクセス遮断を解除いたします。控訴裁判所の判断によっても、当社又は東芝メモリ株式会社は、6月28日以降に発生した情報についてウエスタンデジタル社にアクセスを認める義務を負っておりません。

なお、当社は、TRO自体を不服として7月17日付でカリフォルニア州控訴裁判所に上訴しており、今後この審理が当該控訴裁判所において行われる予定です。今回の控訴裁判所の判断は当社の上訴に影響するものではありませんが、上訴が係属する間、本アクセス遮断を解除することが求められております。

以 上